

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年1月17日開催 全国地方銀行協会／

令和6年1月18日開催 第二地方銀行協会]

1. 事業者支援について

- コロナ禍を経て、実質無利子・無担保融資の返済が本格化する中、資金繰り支援に注力した段階から、一步先を見据えて、事業者の実情に応じた経営改善・事業再生支援等に取り組むという新しい段階へと移行していく必要がある。
- こうした認識のもと、経営改善・事業再生支援の本格化を推進するため、金融機関等による早め早めの対応を促すとともに、事業者に対するコンサルティング機能の強化に関する監督上の着眼点等を盛り込んだ監督指針改正案を公表し、1月5日、パブリックコメントの受付を終えたところ。
- 今後所要の修正を行った上で、2024年4月1日から適用開始する予定だが、皆様におかれては、適用開始を待つことなく、営業現場の第一線にまで、その趣旨を浸透させるとともに、新しい段階における事業者支援を徹底していただきたい。
- また、令和6年能登半島地震で被災された事業者等については、今後、復興・再建に向けた具体的な支援ニーズが出てくることになる。地震の影響を受けている事業者等の支援に万全を期するべく、政府としても取り得るあらゆる施策を講じるので、皆様においても、そうした事業者等に最大限寄り添った柔軟かつきめ細かな支援の徹底をお願いしたい。

2. 新しいNISAとリテールビジネスの在り方について

- 1月から、新NISAが始まっており、非課税保有期間の無期限化や口座開設期間の恒久化を図るなど、幅広い層の方々に、個人のライフプランやライフステージに応じて、安定的な資産形成を行っていただくため、柔軟に活用いただける制度となっている。

(参考) 新しいNISAのポイント

- ・ 非課税保有期間の無期限化
- ・ 口座開設期間の恒久化
- ・ つみたて投資枠と、成長投資枠の併用が可能

- ・年間投資枠の拡大（つみたて投資枠：年間 120 万円、成長投資枠：年間 240 万円、合計最大年間 360 万円まで投資が可能）
 - ・非課税保有限度額は、全体で 1,800 万円（成長投資枠は、1,200 万円。また、枠の再利用が可能）
- 新制度の開始を機に、新しく投資を始める方や、（元々NISA 口座を持っていた方でも、つみたて投資枠と成長投資枠が併用可能になったこと等を踏まえ、）NISA の活用方法を変える方もいると思う。
- こうした中、国民が安心して資産形成に取り組むためには、顧客本位の業務運営の確保が重要である。また、これを追求していくことが、銀行としても、顧客基盤の維持・拡大を通じた収益の確保に繋がっていくと考えている。
- 金融庁としても、NISA の普及・活用促進や金融経済教育の充実等に取り組んでいくが、各金融機関においても、顧客のニーズや資産状況等を十分に把握した上で、リスク・リターン・コストに見合った良質な金融商品・サービスを継続して提供していくなど、国民が安心して資産形成に取り組むことができる環境を整えていただきたい。

3. 経済情勢等の変化に対応する態勢整備について

- 地政学リスクや各国の政治イベントなどが、国内外の経済・市場動向に大きな影響を与える可能性がある。また、国内金利が上昇した場合には、まず有価証券の評価損益が悪化する一方で、利息配当金や預貸金利ざやの変動など、多岐にわたる影響が考えられる。
- 経営陣の方々におかれては、決算期も見据え、自行の資産・負債の構造やリスク特性を十分に理解した上で、想定する経済情勢等が収益や純資産にどのような影響を及ぼすか検証するとともに、不測の事態への備えも含め、経営戦略・アクションプランを予めよく議論いただくなど、状況の変化に対して適切に対応できる態勢をしっかりと整備いただきたい。
- 金融庁としても、内外の経済・金融市場の動向や、それが金融システムの安定性に与える影響などについて、引き続き強い警戒心を持って注視していくことはもちろんのこと、各行の対応方針や態勢整備の状況をしっかりフォローさせていただく。

4. マネー・ローンダリング対策について

- 態勢整備の期限が 2024 年 3 月末に迫る中、各行におかれては、経営陣のリーダーシップのもと、対応いただいているものと承知している。

- 各行における態勢整備の進捗については、協会の皆様の協力のもと、2023年12月末時点の状況をアンケートの形で把握させていただいているところ。その結果、態勢整備に遅れが見られる先については、速やかな対応を促すべく、個別にお声がけさせていただく予定。
- 各行におかれては、3月末までに業界全体として態勢整備を完了すべく、適切に自己点検を実施し、把握された未対応事項について計画的に取り組んでいただきたい。
- なお、これまでも申し上げてきたが、来年度以降も態勢整備が不十分な金融機関に対しては、必要に応じ、個別に行政対応を検討していくことを改めてお伝えさせていただく。

(第二地銀協のみ)

5. 共同データプラットフォームに係る高粒度データの報告徴求について

- 金融機関と当局の間で実効的・効率的なデータ収集・管理を行うための共同データプラットフォームについては、
 - ・ 2022 事務年度に、主要行と一部の地銀を対象に行った実証実験を通じて、金融機関から提出いただく様々な計表の代替可能性や、モニタリングや分析の高度化に高粒度データを活用できる余地が大きいことを確認した。
 - ・ 実証実験の結果も踏まえ、第二地銀については、これまで、高粒度データの提出可能時期や負担感等を確認するアンケートに御協力をいただいたところ。
- こうしたアンケート結果も踏まえ、今般、2023年9月期のデータをトライアルデータとして提出いただき、フォーマットを確定のうえ、2025年3月期データより定期徴求を開始したいと考えている。
- 共同データプラットフォームは新しい取り組みであり、金融機関における十分な準備・確認期間を考慮したスケジュールとするなど、引き続き各金融機関の負担に配慮しつつ進めていきたいと考えているので、御協力いただけると幸い。

6. フィッシング対策の強化について

- 2023年初から11月末までにおけるフィッシングによるものとみられるインターネットバンキングにおける預金の不正送金の被害件数及び被害額は、

いずれも過去最多を更新し、被害件数 5,147 件、被害額約 80 億円となっている。これを踏まえ、昨年 12 月 25 日に、当庁及び警察庁から改めて、一般利用者向けに注意喚起を行っている。また、預金取扱金融機関以外の金融機関の顧客に対しても、フィッシング攻撃による被害が発生している。

※「フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングに係る不正送金被害の急増について（注意喚起）(https://www.fsa.go.jp/ordinary/internet-bank_2/13.pdf)」

- 被害が発生してから対策を講ずるのではなく、予め対策を進めていただきたい。顧客本位の経営の実現には、顧客資産を守ることが不可欠である。対応が不十分と認められる場合は、経営陣自らの問題としてしっかりと対応していただきたい。

7. Japan Fintech Week 開催について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、新たな試みとして「Japan Fintech Week」を 2024 年 3 月 4 日～8 日に初開催する。
- 「Japan Fintech Week」では、2016 年より毎年開催している「FIN/SUM」を中核イベントとしつつ、自治体や業界団体、大使館等と連携してフィンテック関連イベントを当該週前後に集中的に開催する。これにより、国内外のフィンテック事業者や金融機関、投資家等のステークホルダーにとって更なる連携強化の機会を創出できればと考えている。
- テクノロジーを活用して地域課題の解決に繋げていくことが重要と考えており、今回の Japan Fintech Week 及び FIN/SUM では、例年以上に地方創生に関するパネルやラウンドテーブル、ネットワーキングを充実させていく予定。各協会を通じて、具体的なテーマについて相談中。その他、Web3.0・デジタル資産や AI、送金・決済、埋込型金融、ESG、資産運用立国などをテーマに多面的な議論を行う予定。
- 各イベントの詳細は公式ウェブサイトですぐ更新していく。

(参考) Japan Fintech Week 概要

- ・ 日時：2024 年 3 月 4 日（月）～8 日（金）【コアウィーク】
- ・ 会場：都内各地
- ・ 主催：金融庁
- ・ ウェブサイト：<https://www.fsa.go.jp/policy/japanfintechweek/2024/>

(参考)：FIN/SUM 概要

- ・ 日時：2024年3月5日（火）～8日（金）[4日間] 9:00-18:00
- ・ 会場：丸ビルホール（後日アーカイブ配信）
- ・ 主催：金融庁・日本経済新聞社
- ・ ウェブサイト：<https://www.finsum.jp/>
- ・ チケット登録：1月下旬より上記ウェブサイトにて登録開始予定

8. 資産運用立国実現プランについて

- 資産運用立国については、秋以降、新しい資本主義実現会議の下に設置された分科会で議論を行ってきた。先般（12月13日）、「資産運用立国分科会」第4回の会合が開催され、昨年内に策定するとされていた「資産運用立国実現プラン」が取りまとめられ、公表されているので、ご確認いただきたい。
- 「資産運用立国実現プラン」においては、資産運用業とアセットオーナーシップの改革に関し、以下の5つを柱として施策を策定している。
 - (1) 資産運用業の改革
 - (2) アセットオーナーシップの改革
 - (3) 成長資金の供給と運用対象の多様化
 - (4) スチュワードシップ活動の実質化
 - (5) 対外情報発信・コミュニケーションの強化
 - ※1 「資産運用立国実現プラン」（内閣官房 HP）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/sisanunyou_torimatome/plan.pdf
 - ※2 資産運用立国に関する金融庁の取組（金融庁 HP）
<https://www.fsa.go.jp/policy/pjlamc/20231214.html>
- 政府としては、家計が安定的な資産形成に向け、より多くの資金を投資に向ける、その資金が企業の成長投資に回って企業価値が向上する、その恩恵が家計に還元され、更なる投資や消費に繋がる、という「成長と分配の好循環」を実現していきたいと考えている。
- そのためには、インベストメント・チェーンを構成する各主体への働きかけが重要であり、政府としては、①家計、②販売会社、③企業、④資産運用業・アセットオーナーに向けた取組全体を資産運用立国の実現に向けた取組と認識している。今後、プランに従って各種取組を精力的に進めていくこと

としている。

- 各金融機関におかれても、資産運用立国に関する取組に引き続きご協力いただければ幸い。また、引き続き、様々なご意見を拝聴できれば幸い。

9. 令和6年能登半島地震への対応について

- 冒頭、1日夕刻に発生した令和6年能登半島地震においてお亡くなりになられた方に改めて心からお悔やみを申し上げるとともに、被災された全ての方々に心よりお見舞いを申し上げます。
- 今回の地震に伴う災害等に対し、石川県、富山県、福井県及び新潟県に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する北陸財務局及び関東財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただいた。
- 各金融機関におかれては、被災地で営業しているか否かにかかわらず、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

自治体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
石川県	1月1日 (1月1日)	北陸財務局	1月2日
富山県	1月1日 (1月1日)	北陸財務局	1月2日
福井県	1月1日 (1月1日)	北陸財務局	1月2日
新潟県	1月1日 (1月1日)	関東財務局	1月2日

注：内閣府公表日順

- また、今回の災害を踏まえた特例措置として、寄付のための現金振込みや被災者が本人確認書類を亡失した場合等において、本人確認を簡素化、柔軟化できることとする犯罪収益移転防止法施行規則の一部改正が1月11日に公布・施行された。
- これを踏まえ、同日付で要請文を発出させていただいたところ、各金融機関におかれては、改正の趣旨を踏まえ、被災者の方々の置かれた状況に応じたきめ細かく弾力的・迅速な対応をよろしくお願いしたい。
- 他方、当該改正については、犯罪収益の移転や義援金詐欺に悪用されることのないよう、災害義援金募集のための口座開設の申出に応じる場合には、取引時確認を厳格に行う等、適切な対応に努めていただきたい。
- さらに、被災者のために有益な情報を提供できるよう、金融庁ウェブサイ

トに今般の地震に関する特設ページを開設するとともに、被災者と金融機関等との取引に関する相談等を受け付けるため、「令和6年能登半島地震金融庁相談ダイヤル」を開設した。

(日本語) <https://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake202401/press.html>

(英語) <https://www.fsa.go.jp/en/ordinary/earthquake202401/press.html>

- 最後に、今般の地震を踏まえた特別措置として、被災地にある金融機関等において、法令上提出期限の確定している報告・届出について、地震により本来の提出期限までに提出できない場合であっても、2024年4月30日までに提出することで行政上及び刑事上の責任を問われないとする政令が1月11日に公布・施行された。詳細については、当庁又は財務局まで照会いただきたい。

10. 「経営者保証改革プログラム」の進捗について

- 経営者保証改革プログラムの進捗について、先月末に上期の実績を公表したところだが、無保証融資割合については46.7%と、2022年度の33.9%を大きく上回る結果となった。通期の実績についても引き続きよろしくお願いたい。
- また、今回より新たに公表を行った無保証融資割合と保証有で適切な説明を行った割合の合計値は92.6%（速報値）となった。個別金融機関の実績を見ると、説明する態勢が不十分と思われる金融機関も存在する。本日は、10月に行った経営者保証改革プログラムに関する金融機関アンケート調査の結果についても還元するので、他の金融機関の取組を参考にし、営業店への更なる周知・徹底、態勢の整備をお願いしたい。
- なお、上期の個別行の無保証融資割合の実績は、今月末を目途に公表を行う予定である。

※これまで、新規融資に占める無保証融資割合等については、「金融仲介機能の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」としても当庁への報告をお願いしてきたところであるが、各行におけるKPIの自主的な公表は一定程度の定着が見られるほか、重複的な報告が負担になっているとの声を踏まえ、2023年度上期分より、KPIとしての報告は求めず、「経営者保証に関するガイドライン」等の活用実績として報告を受けた内容を個別行ベースで公表する運用にする。

11. 仕組貸出の取組態勢等について

- 足もとで、オプションプレミアムなどによる収益確保や貸出残高確保を目的として、貸借対照表上の時価評価が求められないことも背景に、地域銀行による仕組貸出が増加傾向にある。信託銀行や証券会社等が、地域銀行に売

込みを強めているとの話もある。

- 一方、仕組貸出は、商品によって負っているリスクの程度やリスク特性は異なるものの、一般的には複雑な商品性を有するものが多い。
- 債券の現物に比してリターンが上乘せされているのであれば、当然、そうしたリターンに見合った相応のリスクを負うことになるだろう。
- 仕組貸出の取組みを検討するに際しては、こうした特性を十分に踏まえ、
 - ・ 自行のフロント部署・ミドル部署が、商品性や内包するリスクを正確に把握し、経営に報告するなど、十分なリスク検証を行う態勢となっているか、
 - ・ 短期的な収益ではなく、経営戦略上の位置付けや経営体力とリスク量のバランスを踏まえ、取組みを判断しているか、
 - ・ 類似商品におけるコストやオプション条件を十分に比較できているか、
 - ・ 自行において、仕組貸出自体の限度額管理のみならず、金利リスクや業種集中リスク、カントリーリスク等、リスク特性を踏まえた管理ができる態勢となっているか、
 - ・ 販売金融機関の情報のみならず、自ら市場価格や外部格付けなどをモニタリングできる態勢となっているか

など、自行の経営戦略と取組方針が合致しているか、取組みにあたっての管理態勢が適切に整備されているかをよくご確認頂きたい。また、仕組貸出の取組みが自行の財務に一定の影響を持つ場合には、外部のステイクホルダーに対して、適切な説明に努めていただきたい。

12. 地域金融機関による人材マッチングについて

- 地域金融機関の皆様におかれては、日頃より「REVICareer（レビキャリア）」を活用した人材マッチングの取組を進めていただき感謝。
- 2023年1年間のレビキャリアの実績について申し上げますと、登録者数は1,028人増加し累計2,307人、求人件数は1,121件増加し累計1,747件、マッチング件数についても46件増加して53件となり、大きな飛躍を遂げた1年となった。引き続き、マッチングの増加に向けて、レビキャリアの積極的な活用をご検討いただきたい。
- また、転籍だけではなく兼業・副業の活用をより進めていただくため、兼業・副業を活用した地域企業の課題解決について、マッチングの担い手であ

る地域金融機関への周知・意識醸成を図るためのイベントを、2月27日に大阪、3月6日に東京においてハイブリッド形式にて開催する予定。

- 各行におかれても、ぜひとも積極的にご参加いただければ幸い。

13. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知等について

- 政府において「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が策定されたことを踏まえ、1月15日付で金融庁から各金融団体に対し、本指針の周知等について要請を行ったところなので、ご承知おきいただきたい。

14. 復興庁令和5年度版「産業復興事例集」の公開

- 復興庁が、2023年12月26日(火)に、被災3県(岩手・宮城・福島)における事業者の経営上の優れた取組を30事例紹介する、令和5年度版の「産業復興事例集」を公表した。
- これは復興庁が平成24年度から毎年度発行しているものであり、紹介事例が様々な課題を抱える被災地内外の事業者の参考となるとともに、掲載企業への認知や商談の増加にもつながることが期待されている。
- 今回は、新たな30事例を公表するとともに、これまでに蓄積された350を超える事例を、年度・業種・経営課題などのカテゴリ一別に検索可能な機能として整理し直し、そのデータベースもあわせて公表している。
- 本事例集はWeb形式で公表されており、以下のURLまたはQRコードからご覧いただけるので、各金融機関におかれては、役職員の方々に本事例集を共有していただき、事業者支援に活用していただければ幸いである。

復興庁ウェブサイト：

<https://www.reconstruction.go.jp/jireishuu/>



QRコード：

15. 令和6年度税制改正要望の結果について

- 金融庁の令和6（2024）年度税制改正要望においては、
 - ・ 「資産所得倍増プラン」及び「資産運用立国」の実現
 - ・ 「世界・アジアの国際金融ハブ」としての国際金融センターの実現
 - ・ 保険
 - ・ 暗号資産などの項目を要望した。
- その結果、2023年12月14日に公表された与党税制改正大綱においては、
 - ・ NISAの利便性向上等
 - ・ 店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の3年延長など、金融庁関係の重要要望項目が措置されることとなった。
- また、「金融所得課税の一体化」については「意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する」と記載されている。
- 引き続きしっかりと検討・議論すべき事項も残っており、今後、これらの事項について、必要な取組みを行っていきたい。
- 税制改正要望プロセスにおいては、業界の皆様から様々な支援を頂いたことに対し感謝する。

16. NISAの周知・広報について

- 2024年1月から、新しいNISAが始まった。今月は制度の移行初期という大変重要な時期であり、金融機関においては、先月も申し上げたとおり、NISAに関する適切な周知や、NISA口座の開設も含めた顧客対応に万全を期していただきたい。特にNISAにおける顧客の金融商品選択に関与するに当たっては、顧客のニーズを適切に把握し、顧客本位の業務運営を徹底していただきたい。また、NISA口座の開設については、今後事務連絡を発出するため、よく御確認いただきたい。
- 金融庁・財務局としては、今後、販売会社の対応も含む、NISA開設や運用の状況を注意深くモニタリングしていく予定である。

- 続いて、(NISAに関する適切な周知・広報に向けた)金融庁・財務局の取組について、先月からのアップデートを2点申し上げる。
- まず、先月御案内した著名人を招いたトークイベントについて。先月18日に第1回を開催した。400名以上(オンラインを含めると3,000名以上)の方に来場いただいたが、「登壇した著名人をきっかけにNISAに関心を持った」という声が聞かれた、(経済系のみならず)芸能系の報道番組に取り上げられたなど、これまでNISAに関心がなかった層へのアプローチとして手応えを感じている。
イベントの詳細は、資料にもある金融庁ホームページのイベント特設サイトに掲載しているので、ご関心がある顧客、担当者等への紹介等をお願いできれば幸い。
- 次に、今月頭に当庁のNISA特設ウェブサイトのリニューアルを行ったほか、「つみたてワニーサ」X(旧Twitter)アカウントでの情報発信を強化している。新しい特設ウェブサイトでは、特に新しいNISAの活用イメージを充実させているため、NISAの活用方法に悩まれている顧客への説明などで活用いただきたい。また、ワニーサXアカウントのフォロワーは、昨年11月から約18%(約1,700アカウント)増加しており、こういった場面でもNISAの「ファン」を増やしていきたいと思う。新しいNISAの開始に向け、様々なツールを活用し、新しくNISAを始める方にもわかりやすい周知・広報に取り組みたいと考えている。
- 引き続き、官民一体となって、国民のが安心して資産形成に取り組むことができる環境を整備していきたいと考えており、ご協力いただきたい。

17. インパクトコンソーシアムの設立

- 気候変動や少子高齢化等の環境・社会課題の重要性が増す中で、課題解決を図る事業等への支援は喫緊の課題となっており、環境・社会的効果(「インパクト」)の創出を、経済・社会の成長・持続可能性に結び付ける好循環の実現が重要である。
- インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、事業を推進していく観点から、幅広い関係者が議論し、国内外のネットワークとの協働・対話を図る場として、11月下旬、産官学金等が連携した「インパクトコンソーシアム」の設立が発起された。
- 設立発起会合では、水口剛高崎経済大学学長から、経済システムの中にインパクトを組み込む考え方が当たり前となる社会を目指す旨の設立発起表明があり、他の発起人からも、中長期の収益性に資するインパクトを積極的

に評価する経営や地域に応じた課題を解決するスタートアップ支援の重要性等についてご発言があった。

- 現在、コンソーシアムの会員募集を行っており、また、今後、順次分科会を立ち上げていく予定。地域においても、課題解決と事業成長に資する技術・事業の革新に取り組む多様な事例が見られており、各企業・地域特性に応じたファイナンスや支援手法の共有・議論を行っていく観点から、コンソーシアムにおける議論や知見共有等について、ご協力いただけると幸い。

18. CDSC NZDPU Proof of Concept の公表と市中協議について

- 気候変動対応については、各金融機関においても積極的に取組みを進めていただいているところ。ネットゼロに向けたトランジションを企業・金融機関が着実に進めるにあたり、その進捗の把握や分析のための気候変動関連データの集約は不可欠。
- こうした背景を踏まえ、気候変動関連データのグローバルかつオープンなデータプラットフォーム構築を目指す構想として NZDPU (Net- Zero Data Public Utility) の創設が2022年に提案されていたところ、2023年12月2日、COP28においてPoC (Proof of Concept : コンセプトの実現可能性や効果の検証) が公表された。当庁は、この NZDPU 創設をサポートする CDSC (Climate Data Steering Committee) のメンバーとして議論に参加してきた。
- CDSC は同日、(前述の) NZDPU の PoC の他、プログレスレポートを公表した。また、今後の作業や NZDPU の進化のため、2024年3月1日まで意見募集を開始している。
- なお、CDSC では引き続きフォーカスグループ (focus group) のメンバー募集も行っている。フォーカスグループは金融機関に限らず幅広い企業に NZDPU へのアドバイスをいただくことを目的としている。既に参加されている企業も多いと聞いているが、関心のありそうな企業にもご紹介いただければ幸い。

(以 上)